

告 示

埼玉県告示第八百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、荒川中部土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年八月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	須藤 浩一	埼玉県深谷市内ヶ島二百七十八番地一